Deloitte.
デロイト トーマツ

Global Tax Update
米国

デロイト トーマツ税理士法人　GIR（Global Information Reporting）

2026 年 11 月 2 日号

米国下院法案：デジタル資産に関する米国連邦税制の整備

はじめに

2026 年 9 月 16 日に米国下院歳入委員会（House Ways and Means Committee）は、デジタル資産課税明確化法（Digital Asset Tax Certainty Act、H.R. 10357、以下「本法案」）を 38 対 5 で可決し、下院本会議に送付した。下院は 11 月の中間選挙後に再開される予定である。

本法案では内国歳入法の広範な改正を通じて、連邦所得税におけるデジタル資産[1]の取扱いを整備する内容となっている。可決された場合、デジタル資産の利用に係る負荷軽減、ステーブルコイン、取引、貸付、濫用防止規定、マイニング及びステーキング、報告制度並びに自主開示を対象とする包括的な課税枠組みが創設される。

1. 一定の少額手数料に関する例外措置

本法案では、デジタル資産で支払われる一定のネットワーク手数料[2]及び送付手数料[3]については、免税とするデミニマスルールを設ける。これは、原則として手数料の合計が 10 ドルを超えない場合に適用される。このルールの目的は、デジタル資産を用いた少額手数料の支払に係る譲渡損益計算の負荷を排除する点にある。

トレーダー、ブローカー、ディーラー、デジタル資産のバリデーション事業に従事する者及び一定の大規模ユーザーは、原則として適用除外者として扱われるため、当該デミニマスルールを適用することができない。

また、本法案では、適格米ドル・ステーブルコインに関する特別な規定を設けている。適格米ドル・ステーブルコインに該当する場合、納税者が取得した当該ステーブルコインに対する税務簿価及びその譲渡時の価額については、各取引における市場価値ではなく、償還価値を用いることとしている。「償還価値」とは、適格米ドル・ステーブルコインに関して、発行者が当該ステーブルコインを交換、

---

[1]「デジタル資産（Digital Asset）」とは、暗号技術により安全性が保護された分散型台帳又は類似の技術により記録された、価値のデジタル表現をいう。

[2]「ネットワーク手数料（Network Fee）」とは、デジタル資産の取引において、他のデジタル資産取引をバリデーション（検証）のために支払われる金額をいう。

[3]「送付手数料（Transaction Fee）」とは、ブローカー手数料、取引手数料、流動性手数料又はデジタル資産の移転（「元となるデジタル資産の移転」）を円滑化するためのこれらに類する手数料として支払われる金額のうち、ネットワーク手数料以外のものをいう。ただし、当該手数料の支払に使用されるデジタル資産が、元となるデジタル資産の移転において納税者により譲渡又は取得されるデジタル資産と同一種類である場合に限られる。

償還又は買戻しすることを義務付けられているドル金額を意味する。この規定は、支払及び決済手段としてのステーブルコインの利用を円滑化することを目的としている。

2027 年 12 月 31 日より後に行われるデジタル資産の譲渡取引に適用されることが提案されている。

2. 一定のデジタル資産に関する簡便的な税務処理

本法案では、納税者が一定の広く取引されるデジタル資産[4]について、損益計算に関する簡便的な税務処理を選択できる。この方法を選択した場合、納税者は個々のデジタル資産の税務簿価を管理する必要はなく、原則として、選択の対象となった資産クラスごとに、年間取得総額、年間譲渡総額及び期末時点の保有額を管理し、年間の譲渡損益を計算する。

この方法に基づいて計算された譲渡損益は、原則として短期のキャピタルゲイン（又はキャピタルロス）として扱われる。この選択により、多数の取引を行う納税者は、コンプライアンス対応の負荷を大幅に削減できる可能性がある。他方で、本来であれば長期キャピタルゲインとして扱うことができる譲渡益の取扱いが変更される可能性がある。

2027 年 12 月 31 日より後に開始する課税年度からの導入が提案されている。

3. 従来の金融資産に適用される規定との整合性向上

デジタル資産に対する課税を従来の金融資産に対する課税に近づける内容の規定が、いくつか提案されている。

デジタル資産の貸付

取引されるデジタル資産（Traded Digital Asset）の適格な貸付取引は、Sec.[5] 1058[6]に類似する規定に基づき、非課税取引として取り扱われる可能性がある。

法律成立後に行われるデジタル資産の移管からの導入が提案されている。

時価評価の適用選択

現行法における時価評価方式の適用選択の範囲を広げ、デジタル資産を扱う一定のディーラー及びトレーダーについても選択可能とする。

法律成立後に開始する課税年度からの導入が提案されている。

外国人によるデジタル資産の取引に関するセーフハーバー規定

外国人（米国非居住者、外国法人）が、米国居住ブローカー、コミッションエージェント、カストディアン、ステーキングサービス提供者、独立代理人を通じて行う「取引されるデジタル資産」の取引であって、当該外国人の米国内の事務所その他の固定的施設を通じて行われないものについては、当該外国人は、米国内で事業活動に従事していないものとして取り扱うことができる。

---

[4] 「取引されるデジタル資産（Traded Digital Asset）」とは、原則として、次の要件を全て満たすデジタル資産をいう。①資産は代替可能であること、②その時価が取引所において容易に入手可能であること、③トークン化されたデジタル資産に該当しないこと。「トークン化されたデジタル資産（Tokenized Digital Asset）」とは、その価値の無視できない部分が、当該デジタル資産が記録されている暗号学的に安全性が確保された分散型台帳の運用以外の要素に由来するデジタル資産をいう。

[5] 本ニュースレターに記載している「Sec.」は、米国連邦税法上の内国歳入法（Internal Revenue Code）の条文を指す略称である。

[6] Sec. 1058 は、証券所有者がブローカーとの証券貸付取引を行うことを促進する目的で導入された規定である。貸付の対象となった証券がブローカーから購入者に引渡される場合、一部の証券について税務上の取扱いが不明確であったことから、一定要件を満たす適格な貸付取引については非課税として取り扱う規定が設けられた。

加えて、外国人が自己勘定で米国内において行う「取引されるデジタル資産」の取引については、当該外国人が「取引されるデジタル資産」のディーラーでない場合には、当該取引は、米国内の事業活動として取り扱われない。

2025 年 12 月 31 日より後に開始する課税年度からの導入が提案されている。

4. 濫用防止規定の拡張

ウォッシュセール・ルールの適用

適格米ドル・ステーブルコインを除く「取引されるデジタル資産」に対して、ウォッシュセール・ルール[7]を適用する。ウォッシュセール・ルールの適用がある場合、対象となるデジタル資産に係る損失は損金とならず、新規に取得したデジタル資産の税務簿価に加算される。

法律成立後に行われる該当取引への適用が提案されている。

みなし売却ルールの適用

一定のトークン化された資産を含むデジタル資産に対して、みなし売却ルール[8]を適用する。みなし売却ルールの適用対象となった場合、適格米ドル・ステーブルコインを除くデジタル資産について、実際には売却していないにもかかわらず、実質的に売却したものとして扱われ、譲渡益の認識が必要となる。

法律成立後に行われるみなし売却への適用が提案されている。

サブパート F 税制及び PFIC 税制の適用

デジタル資産についても、米国 CFC 税制におけるサブパート F 税制及び関連する国際課税ルールの対象とすることが提案されている。具体的には、能動的な事業活動を行っている場合を除き、一定のステーキング、マイニング及びバリデーション関連所得を、サブパート F 税制及び PFIC（Passive Foreign Investment Company）税制における外国同族会社所得（Foreign Personal Holding Company Income）として取り扱うことが提案されている。

法律成立後に完了する外国法人の課税年度からの導入が提案されている。

5. マイニング及びステーキング所得の源泉地と所得区分

マイニング、ステーキング及び類似のデジタル資産のバリデーションを行った場合、その報酬として得られる所得は、原則として、米国居住者については米国内、米国非居住者については米国外を源泉地とすることが明確化する（ただし、米国支店、米国外支店については別途規定がある）。当該所得は通常所得として取り扱われる。

法律成立後に開始する課税年度からの導入が提案されている。

---

[7] 「ウォッシュセール（Wash Sale）」とは、納税者が株式又は証券を売却し損失が生じた場合において、その売却日の前後 30 日以内に「実質的に同一の（Substantially Identical）」株式または証券を取得し、その結果として納税者の投資ポジションが実質的に変わらない状態となる売却をいう（Sec. 1091）。この規定が適用される場合、納税者が株式または証券のディーラーであり、かつ、当該損失が通常の業務において行われた取引から生じたものである場合を除き、当該損失は損金又は必要経費に算入することができない。

[8] 「みなし売却（Constructive Sale）」とは、一定の相殺取引により含み益のあるポジションを実質的に固定し、当該ポジションに係る損失リスクを排除した場合に、実際に売却していないにもかかわらず、含み益を有する財務ポジションを売却したものとみなして譲渡益の認識を求める取扱いをいう（Sec. 1259）。

6. 報告及び自主開示

本法案は、ブローカーの報告ルールを改定し、提案されている新たなルール（一定のステーブルコイン取引、一定の少額手数料に対する免除措置、一定のデジタル資産に関する簡便的な税務処理等）との整合性を図るとしている。

2027 年 12 月 31 日より後に提出される報告書及び必要な提出書類への適用が提案されている。

また、米国財務省は法律成立後 12 カ月以内に、デジタル資産の自主開示プログラム（Digital Asset Voluntary Disclosure Program）を創設する必要がある。一定要件を満たす適格納税者は修正申告書を提出し、未納税額、延滞利子及びペナルティを支払うことにより、過去のデジタル資産関連の税法違反を是正することができる。自主開示を行うことにより、ペナルティの軽減や刑事告発リスクの限定等のメリットを享受できる可能性がある。

法律成立後の導入が提案されている。

7. その他重要ポイント

本法案には、一定の納税者に影響を及ぼす可能性のある以下の規定も含まれる。

- 一定のデジタル資産の慈善寄付
- デジタル資産及びステーブルコインを含むパートナーシップの分配
- ステーブルコインの貸付及びレポに類似した取引の取扱い
- 無価値となったデジタル資産の取扱い
- 先物及びストラドルルール[9]の適用

おわりに

米国ではデジタル資産の法整備について、税制にとどまらず多方面で議論が進んでいる。本法案は、デジタル資産を扱う包括的税制規定として、初めて米国下院歳入委員会で可決されたものであり、日本の金融機関に影響が及ぶ可能性のある項目も含まれている。米国議会での審議を含め、今後の動向が注目される。

デロイト トーマツ税理士法人では、米国税務、CRS、CARF 及び FATCA の専門チームを有し、常に最新情報を把握した上で、多数の金融機関にサービスを提供している。今回のニュースレターでご案内した内容に限らず、制度内容・法令等でもご不明な点等があれば、ご相談いただきたい。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

[9]「ストラドル（straddle）」とは、動産に関して相殺関係にあるポジションをいう。Sec. 1092 のストラドルルールは、所得の繰延並びに短期キャピタルゲイン及び通常所得の長期キャピタルゲインへの転換を防止することを目的としている。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。
www.deloitte.com/jp/tax/nl/us

お問い合わせ

米国税務及び QI/FATCA、OECD CRS に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

デロイト トーマツ税理士法人 東京事務所 米国税務サービス		
パートナー	前田　幸作	kosaku.maeda@tohmatsu.co.jp
パートナー	竹内　洋人	hiroto.takeuchi@tohmatsu.co.jp
マネージングディレクター	岡　映	akiroka@tohmatsu.co.jp
ディレクター	秋葉　奈緒子	naoko.akiba@tohmatsu.co.jp
ディレクター	高島　憲一	kenichi.takashima@tohmatsu.co.jp
所在地	〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング	
Tel	03-6213-3800（代）	
お問い合わせ	www.deloitte.com/jp/ja/contact/contact-us.html	
会社概要	www.deloitte.com/jp/tax	
税務サービス	www.deloitte.com/jp/tax-services	

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーである合同会社デロイト トーマツ グループならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、合同会社デロイト トーマツ、デロイト トーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内 30 都市に 2 万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。Deloitte Global ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。Deloitte Global およびその各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。Deloitte Global はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。
デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、Deloitte Global のメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 180 年の歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。 “Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 46 万人の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は、関連税法及びその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイス又はサービスを提供するものではありません。貴社の財務又は事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定又は行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2026. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

IS 669126 / ISO 27001

BCMS 764479 / ISO 22301